



# 三重県公報

平成26年10月24日 (金)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>条 例</b>			
84	三重県再生可能エネルギー等導入推進基金条例	(エネルギー政策課)	3
85	三重県特別会計条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	5
86	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(薬務感染症対策課)	6
87	三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	19
88	三重県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例	(薬務感染症対策課)	20
89	三重県営住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	21
<b>規 則</b>			
60	三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則	(総務課)	22
61	三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則	(子育て支援課)	22
62	三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(住宅課)	22
63	三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	22
<b>告 示</b>			
684	雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(雇用経済総務課)	23

### 公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県再生可能エネルギー等導入推進基金条例 (条例第 84 号)
  - 1 国から交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、災害時において災害応急対策の拠点として機能する施設等に、太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を利用する発電設備等を導入し、災害に強く、環境への負荷の少ない地域づくりを推進するため、三重県再生可能エネルギー等導入推進基金を設置することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県特別会計条例の一部を改正する条例 (条例第 85 号)
  - 1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例 (条例第 86 号)
  - 1 薬事法等の一部を改正する法律等による薬事法の一部改正等に鑑み、手数料等についての規定を整備することとしました。
  - 2 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日 (一部公布の日) から施行することとしました。

◎ 三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例（条例第 87 号）

- 1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、事業についての規定等を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例（条例第 88 号）

- 1 薬事法等の一部を改正する法律による薬事法等の一部改正に鑑み、規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、平成 26 年 11 月 25 日から施行することとしました。

◎ 三重県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第 89 号）

- 1 母子及び寡婦福祉法の一部改正に鑑み、知事が割当をした県営住宅に優先的に入居することができる者についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

条 例

三重県再生可能エネルギー等導入推進基金条例をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第八十四号

三重県再生可能エネルギー等導入推進基金条例

#### (設置)

第一条 国から交付される二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により、災害時において災害応急対策の拠点として機能する施設等に、太陽光、風力その他の再生可能エネルギー源を利用する発電設備等を導入し、災害に強く、環境への負荷の少ない地域づくりを推進するため、三重県再生可能エネルギー等導入推進基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第二条 基金には、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定める額を積み立てる。

#### (管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

#### (運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

#### (処分)

第五条 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限って、予算の定めるところにより処分することができる。

#### (繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

#### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (条例の効力)

2 この条例は、平成二十九年五月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

##### (処分の特例)

3 基金は、第一条に規定する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を国庫に返納する

事由が生じた場合は、第五条の規定にかかわらず、予算の定めるところにより処分することができる。

三重県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第八十五号

三重県特別会計条例の一部を改正する条例

三重県特別会計条例（昭和三十九年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計」を「三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「女子」を「者」に、「扶養している者」を「扶養しているもの」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

別表第二中「三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計」を「三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計」に、「母子及び寡婦福祉資金貸付金」を「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 三重県母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計（以下「旧特別会計」という。）の平成二十六年度の収入及び支出については、改正後の三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計（以下「新特別会計」という。）の同年度の収入及び支出とみなす。
- 3 この条例の施行の際旧特別会計に属する現金等は、新特別会計が承継するものとする。
- 4 旧特別会計に係る権利及び義務は、新特別会計が承継するものとする。
- 5 この条例の施行の際この条例による改正前の三重県特別会計条例に規定する旧特別会計からの貸付けについては、この条例による改正後の三重県特別会計条例に規定する新特別会計からの貸付けとみなす。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

**三重県条例第八十六号**

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百三十一号の項中「薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。）」に改め、同表第百三十二号の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「第四条第二項」を「第四条第四項」に改め、同表第百三十三号の項から第百三十七号の四の項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表第百三十七号の四の項の次に次のように加える。

百三十七 の五	医薬品医療機器等法第二十三 条の二第一項に規定する医療 機器等の製造販売業の許可の 申請に対する審査	医療機器等製造販売 業許可申請手数料	別表第三の九 の項に定める 金額
百三十七 の六	医薬品医療機器等法第二十三 条の二第二項に規定する医療 機器等の製造販売業の許可の 更新の申請に対する審査	医療機器等製造販売 業許可更新申請手数 料	別表第三の十 の項に定める 金額
百三十七 の七	医薬品医療機器等法第二十三 条の二の三第一項に規定する 医療機器等の製造業の登録の 申請に対する審査	医療機器等製造業登 録申請手数料	別表第三の十 一の項に定め る金額
百三十七 の八	医薬品医療機器等法第二十三 条の二の三第三項に規定する 医療機器等の製造業の登録の 更新の申請に対する審査	医療機器等製造業登 録更新申請手数料	別表第三の十 二の項に定め る金額
百三十七 の九	医薬品医療機器等法第二十三 条の二十第一項に規定する再 生医療等製品の製造販売業の 許可の申請に対する審査	再生医療等製品製造 販売業許可申請手数 料	十四万九千八 百円
百三十七 の十	医薬品医療機器等法第二十三 条の二十第二項に規定する再 生医療等製品の製造販売業の 許可の更新の申請に対する審 査	再生医療等製品製造 販売業許可更新申請 手数料	十三万八千二 百円

別表第一第百三十八号の項及び第百三十九号の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表第四百十号の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「第二十四条第

「項」を「第二十四条第二項」に改め、「審査」の下に「薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第十四条の規定により、従前の例により引き続き当該業務を行うことができることとされた」を、「特例販売業」の下に「（次項において「特例販売業」という。）」を加え、同表第四百四十一号の項及び第四百四十一号の二の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改め、同表第四百四十二号の項から第四百四十五号の項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表第四百四十五号の二の項及び第四百四十五号の三の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改め、同表第四百四十五号の四の項から第四百四十五号の六の項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改め、同表第四百四十五号の七の項及び第四百四十五号の八の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同表第四百四十五号の九の項から第四百四十五号の十一の項までの規定中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同表第四百四十五号の十一の項の次に次のように加える。

百四十五 の十二	医薬品医療機器等法第四十条の五第一項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可申請手数料	一万九千円
百四十五 の十三	医薬品医療機器等法第四十条の五第四項に規定する再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	一万千円
百四十五 の十四	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。）第一条の五第一項に規定する薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証書換え交付手数料	二千円
百四十五 の十五	医薬品医療機器等法施行令第一条の六第一項に規定する薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証再交付手数料	二千九百円

別表第一第四百四十六号の項中「薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）」を「医薬品医療機器等法施行令」に、「薬事法施行令第十二条第一項（第五十五条において準用する場合を含む。）」を「医薬品医療機器等法施行令第十二条第一項」に改め、同表第四百四十七号の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「（第五十五条において準用する場合を含む。）」を削り、同項の次に次のように加える。

百四十七	医薬品医療機器等法施行令第	医療機器等製造販売	二千円
------	---------------	-----------	-----

の二	三十七条の二第一項に規定する医療機器等の製造販売業の許可証の書換え交付	業許可証書換え交付手数料	
百四十七の三	医薬品医療機器等法施行令第三十七條の三第一項に規定する医療機器等の製造販売業の許可証の再交付	医療機器等製造販売業許可証再交付手数料	二千九百円
百四十七の四	医薬品医療機器等法施行令第三十七條の九第一項に規定する医療機器等の製造業の登録証の書換え交付	医療機器等製造業登録証書換え交付手数料	二千円
百四十七の五	医薬品医療機器等法施行令第三十七條の十第一項に規定する医療機器等の製造業の登録証の再交付	医療機器等製造業登録証再交付手数料	二千九百円
百四十七の六	医薬品医療機器等法施行令第四十三條の四第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換え交付	再生医療等製品製造販売業許可証書換え交付手数料	二千円
百四十七の七	医薬品医療機器等法施行令第四十三條の五第一項に規定する再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	再生医療等製品製造販売業許可証再交付手数料	二千九百円

別表第一第百四十八号の項中「薬事法施行令第四十五条第一項」を「医薬品医療機器等法施行令第四十五条第一項」に改め、「薬局開設、」を削り、「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器等」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に、「以下「旧令」を「昭和三十六年政令第十一号。次項において「旧令」に改め、「（平成十八年法律第六十九号）」を削り、「以下「旧法」を「昭和三十五年法律第四百四十五号。次項において「旧法」に、「薬局開設等許可証」を「医薬品販売業等許可証」に改め、同表第百四十九号の項中「薬事法施行令」を「医薬品医療機器等法施行令」に改め、「薬局開設、」を削り、「又は高度管理医療機器等」を「高度管理医療機器等」に、「賃貸業」を「貸与業又は再生医療等製品の販売業」に、「薬局開設等許可証」を「医薬品販売業等許可証」に改め、同項の次に次のように加える。

百四十九の二	医薬品医療機器等法施行令第五十五条において準用する医薬品医療機器等法施行令第三十七條の九第一項に基づく医療機器の修理業の許可証の書換え交付	医療機器修理業許可証書換え交付手数料	二千円
--------	---	--------------------	-----

<p>百四十九 の三</p>	<p>医薬品医療機器等法施行令第五十五条において準用する医薬品医療機器等法施行令第三十七条の十第一項に基づく医療機器の修理業の許可証の再交付</p>	<p>医療機器修理業許可証再交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>
<p>百四十九 の四</p>	<p>薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）附則第六十三条第二号の規定による同法による改正前の薬事法第十四条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する医薬品（体外診断用医薬品に限る。）又は医療機器の製造の適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>医療機器等適合性調査申請手数料</p>	<p>別表第三の十三の項に定める金額</p>

別表第三中「薬事法に」を「医薬品医療機器等法に」に改める。

別表第三第一号の項から第五号の項までを次のように改める。

<p>一 医薬品等製造販売業許可申請手数料</p>	<p>(一) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に係るもの                  イ 第一種医薬品製造販売業許可の申請（ハに掲げるものを除く。）に対する審査                  ロ 第二種医薬品製造販売業許可の申請（ハに掲げるものを除く。）に対する審査                  ハ 薬局製造販売医薬品（薬局開設者が当該薬局における設備及び器具をもつて製造する医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造販売業の許可の申請に対する審査                  (二) 医薬部外品に係るもの                  イ GMP対象医薬部外品（医薬品医療機器等法施行令第二十条第二項の規定により厚生労働大臣が指定する医薬部外品をいう。ロ及び次項において同じ。）の製造販売</p>	<p>第一種医薬品製造販売業許可申請手数料                  第二種医薬品製造販売業許可申請手数料                  薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料                  GMP対象医薬部外品製造販売業許可申請手数料</p>	<p>十四万九千八百円                  十三万六千六百円                  七千五百円                  十三万六千六百円</p>
---------------------------	---	--	--

	<p>業の許可の申請に対する審査</p> <p>ロ GMP対象医薬部外品以外の医薬部外品の製造販売業の許可の申請に対する審査</p> <p>(三) 化粧品に係るもの 化粧品製造販売業許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品製造販売業許可申請手数料</p> <p>化粧品製造販売業許可申請手数料</p>	<p>五万八千八百円</p> <p>五万八千八百円</p>
<p>一 医薬品等製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>(一) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に係るもの</p> <p>イ 第一種医薬品製造販売業許可の更新の申請（ハに掲げるものを除く。）に対する審査</p> <p>ロ 第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請（ハに掲げるものを除く。）に対する審査</p> <p>ハ 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>(二) 医薬部外品に係るもの</p> <p>イ GMP対象医薬部外品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>ロ GMP対象医薬部外品以外の医薬部外品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>(三) 化粧品に係るもの 化粧品製造販売業許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>第一種医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>第二種医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>GMP対象医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>医薬部外品製造販売業許可更新申請手数料</p> <p>化粧品製造販売業許可更新申請手数料</p>	<p>十三万八千二百円</p> <p>十一万五千五百円</p> <p>四千元</p> <p>十一万五千五百円</p> <p>四万七千二百円</p> <p>四万七千二百円</p>
<p>二 医薬品等製造業許可申請手数料</p>	<p>(一) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に係るもの</p> <p>イ 無菌医薬品（無菌化された医薬品をいう。ロ、次項及び</p>	<p>医薬品（無菌）製造業許可申請</p>	<p>七万三千四百円</p>

<p>五の項において同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の申請(ハ及びニに掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品に係るものを除く。)に対する審査</p>	<p>請手数料</p>	
<p>ロ 無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の申請(ハ及びニに掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品に係るものを除く。)に対する審査</p>	<p>医薬品(一般)製造業許可申請手数料</p>	<p>六万九千四百円</p>
<p>ハ イ及びロに掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬品(包装等)製造業許可申請手数料</p>	<p>二万九千四百円</p>
<p>ニ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料</p>	<p>一万千円</p>
<p>(二) 医薬部外品に係るもの</p>		
<p>イ 無菌医薬部外品(無菌化された医薬部外品をいう。ロ、次項及び五の項において同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の申請(ハに掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品に係るものを除く。)に対する審査</p>	<p>医薬部外品(無菌)製造業許可申請手数料</p>	<p>七万三千四百円</p>
<p>ロ 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の申請(ハに掲げるもの</p>	<p>医薬部外品(一般)製造業許可申請手数料</p>	<p>三万四千八百円</p>

	<p>及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品に係るものを除く。)に対する審査</p> <p>ハ イ及びロに掲げる医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業の許可の申請に対する審査</p> <p>(三) 化粧品に係るもの</p> <p>イ 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の申請(ロに掲げるものを除く。)に対する審査</p> <p>ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>医薬部外品(包装等)製造業許可申請手数料</p> <p>化粧品(一般)製造業許可申請手数料</p> <p>化粧品(包装等)製造業許可申請手数料</p>	<p>二万九千四百円</p> <p>三万四千八百円</p> <p>二万九千四百円</p>
<p>四 医薬品等製造業許可更新申請手数料</p>	<p>(一) 医薬品(体外診断用医薬品を除く。)に係るもの</p> <p>イ 無菌医薬品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の更新の申請(ハ及びニに掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品に係るものを除く。)に対する審査</p> <p>ロ 無菌医薬品以外の医薬品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の更新の申請(ハ及びニに掲げるもの並びに専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品に係るものを除く。)に対する審査</p> <p>ハ イ及びロに掲げる医薬品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業の許可の更新の申請に</p>	<p>医薬品(無菌)製造業許可更新申請手数料</p> <p>医薬品(一般)製造業許可更新申請手数料</p> <p>医薬品(包装等)製造業許可更新申請手数料</p>	<p>五万四百円</p> <p>四万七千六百円</p> <p>二万二百円</p>

<p>五 医薬品等 製造業許可</p>	<p>する審査</p> <p>ニ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>(二) 医薬部外品に係るもの</p> <p>イ 無菌医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の更新の申請（ハに掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品に係るものを除く。）に対する審査</p> <p>ロ 無菌医薬部外品以外の医薬部外品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の更新の申請（ハに掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬部外品に係るものを除く。）に対する審査</p> <p>ハ イ及びロに掲げる医薬部外品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p> <p>(三) 化粧品に係るもの</p> <p>イ 化粧品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の許可の更新の申請（ロに掲げるものを除く。）に対する審査</p> <p>ロ 化粧品の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>薬局製造販売 医薬品製造業 許可更新申請 手数料</p> <p>医薬部外品（無菌）製造業許可 更新申請手数料</p> <p>医薬部外品（一般）製造業許可 更新申請手数料</p> <p>医薬部外品（包装等）製造業許可 更新申請手数料</p>	<p>五千六百元</p> <p>五万四千元</p> <p>二万二千二百円</p> <p>二万二百円</p> <p>二万二千二百円</p> <p>二万二百円</p>
	<p>(一) 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に係るもの</p>		

区分変更・追加許可申請手数料	イ 医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請（当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が無菌医薬品の場合に限る。）に対する審査	医薬品（無菌）製造業許可区分変更・追加許可申請手数料	六万六千円
	ロ 医薬品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請（当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が無菌医薬品以外の医薬品の場合に限る。）に対する審査	医薬品（一般）製造業許可区分変更・追加許可申請手数料	六万二千四百円
	ハ 医薬品製造業の許可の区分の変更の許可の申請（当該区分の変更により、変更後の区分が、包装、表示又は保管のみの場合に限る。）に対する審査	医薬品（包装等）製造業許可区分変更許可申請手数料	一万八千円
	(二) 医薬部外品に係るもの		
	イ 医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請（当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が無菌医薬部外品の場合に限る。）に対する審査	医薬部外品（無菌）製造業許可区分変更・追加許可申請手数料	六万六千円
	ロ 医薬部外品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請（当該区分の変更又は追加により、新たに加えられる区分が無菌医薬部外品以外の医薬部外品の場合に限る。）に対する審査	医薬部外品（一般）製造業許可区分変更・追加許可申請手数料	三万二千二百円
	ハ 医薬部外品製造業の許可の区分の変更の許可の申請（当該区分の変更により、変更後の区分が、包装、表示又は保管のみの場合に限る。）に対する審査	医薬部外品（包装等）製造業許可区分変更許可申請手数料	一万八千円

	(三) 化粧品に係るもの		
	イ 化粧品製造業の許可の区分の変更又は追加の許可の申請（ロに掲げるものを除く。）に対する審査	化粧品（一般）製造業許可区分変更・追加許可申請手数料	三万二千二百円
	ロ 化粧品製造業の許可の区分の変更の許可の申請（当該区分の変更により、変更後の区分が、包装、表示又は保管のみの場合に限る。）に対する審査	化粧品（包装等）製造業許可区分変更許可申請手数料	一万八千二百円

別表第三第六号の項中「医薬品に」を「医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に」に改め、同表第七号の項中「(一)イ、(二)イ及び(四)イ」を「(一)イ及び(二)イ」に、「(一)ロ、(二)ロ、(三)イ及び(四)ロ」を「(一)ロ、(二)ロ及び(三)イ」に、「(一)ハ、(二)ハ、(三)ロ及び(四)ハ」を「(一)ハ、(二)ハ及び(三)ロ」に、「四万八千八百円」を「五万三千二百円」に、「二万八千七百円」を「三万六千六百円」に、「一万三千三百円」を「一万四千三百円」に、「九万八千八百円」を「十万五千元」に、「五万八千二百円」を「六万二千七百円」に、「二万七千八百円」を「二万八千八百円」に改め、同表第八号の項中「医薬品に」を「医薬品（体外診断用医薬品を除く。）に」に改め、同項の次に次のように加える。

九 医療機器等 製造販売業許可申請手数料	(一) 医療機器に係るもの		
	イ 第一種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業許可申請手数料	十四万九千八百円
	ロ 第二種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	第二種医療機器製造販売業許可申請手数料	十三万六千六百円
	ハ 第三種医療機器製造販売業許可の申請に対する審査	第三種医療機器製造販売業許可申請手数料	九万五千二百円
	(二) 体外診断用医薬品に係るもの		
	体外診断用医薬品製造販売業許可の申請に対する審査	体外診断用医薬品製造販売業許可申請手数料	十三万六千六百円
十 医療機器等 製造販売業許可更新申請手	(一) 医療機器に係るもの		
	イ 第一種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査	第一種医療機器製造販売業	十四万円

<p>数料</p>	<p>査</p> <p>ロ 第二種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査</p> <p>査</p> <p>ハ 第三種医療機器製造販売業許可の更新の申請に対する審査</p> <p>査</p> <p>(二) 体外診断用医薬品に係るもの 体外診断用医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>許可更新申請 手数料</p> <p>第二種医療機器製造販売業</p> <p>許可更新申請 手数料</p> <p>第三種医療機器製造販売業</p> <p>許可更新申請 手数料</p> <p>体外診断用医薬品製造販売業許可更新申請 手数料</p>	<p>十一万六千八百円</p> <p>七万四千七百円</p> <p>十一万六千八百円</p>
<p>十一 医療機器等製造業登録申請手数料</p>	<p>(一) 医療機器に係るもの 医療機器の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の登録の申請に対する審査</p> <p>(二) 体外診断用医薬品に係るもの 体外診断用医薬品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の登録の申請に対する審査</p>	<p>医療機器製造業登録申請手数料</p> <p>体外診断用医薬品製造業登録申請手数料</p>	<p>三万七千八百円</p> <p>三万七千八百円</p>
<p>十二 医療機器等製造業登録更新申請手数料</p>	<p>(一) 医療機器に係るもの 医療機器の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p> <p>(二) 体外診断用医薬品に係るもの 体外診断用医薬品の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>医療機器製造業登録更新申請手数料</p> <p>体外診断用医薬品製造業登録更新申請手数料</p>	<p>二万九千五百円</p> <p>二万九千五百円</p>
<p>十三 医療機器等適合性調査申請手数料</p>	<p>(一) 体外診断用医薬品製造販売承認時の適合性調査の申請に対する審査</p> <p>イ 体外診断用医薬品（放射性医薬品を除く。）の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業（ロに掲げるもの及び</p>	<p>承認申請時体外診断用医薬品（一般）適合性調査申請手</p>	<p>二万八千七百円</p>

	<p>専ら動物のために使用されることが目的とされている体外診断用医薬品に係るものを除く。)に係る適合性調査の申請に対する審査</p> <p>ロ 体外診断用医薬品(放射性医薬品を除く。)の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業(専ら動物のために使用されることが目的とされている体外診断用医薬品に係るものを除く。)に係る適合性調査の申請に対する審査</p> <p>(二) 医療機器製造販売承認時の適合性調査の申請に対する審査</p> <p>イ 滅菌医療機器(製造工程において滅菌される医療機器をいう。ロにおいて同じ。)の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業(ハに掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器に係るものを除く。)に係る適合性調査の申請に対する審査</p> <p>ロ 滅菌医療機器以外の医療機器の製造工程の全部又は一部を行う者の製造業(ハに掲げるもの及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医療機器に係るものを除く。)に係る適合性調査の申請に対する審査</p> <p>ハ イ及びロに掲げる医療機器の製造工程のうち包装、表示又は保管のみを行う者の製造業に係る適合性調査の申請に対する審査</p>	<p>手数料</p> <p>承認申請時体外診断用医薬品(包装等)適合性調査申請手数料</p> <p>承認申請時医療機器(滅菌)適合性調査申請手数料</p> <p>承認申請時医療機器(一般)適合性調査申請手数料</p> <p>承認申請時医療機器(包装等)適合性調査申請手数料</p>	<p>一万三千三百円</p> <p>四万八千八百円</p> <p>二万八千七百円</p> <p>一万三千三百円</p>
--	---	--	---

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、別表第一第百三十二号の項の改正規定（「第四条第二項」を「第四条第四項」に改める部分に限る。）、第百四十号の項の改正規定（「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める部分を除く。）、第百四十一号の項及び第百四十一号の二の項の改正規定（「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改める部分に限る。）、第百四十五号の二の項及び第百四十五号の三の項の改正規定（「第三十六条の四第一項」を「第三十六条の八第一項」に改める部分に限る。）並びに第百四十五号の四の項から第百四十五号の六の項までの改正規定（「第三十六条の四第二項」を「第三十六条の八第二項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第八十七号

三重県母子福祉センター条例の一部を改正する条例

三重県母子福祉センター条例（昭和三十九年三重県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県母子・父子福祉センター条例

第一条中「母子家庭」の下に「及び父子家庭（次条において「母子家庭等」という。）」を加え、「三重県母子福祉センター」を「三重県母子・父子福祉センター」に改める。

第二条第一号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改め、同条第二号及び第三号中「母子家庭の母子」を「母子家庭等」に改め、同条第五号中「母子家庭」を「母子家庭等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第八十八号

三重県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例

(三重県薬事審議会設置条例の一部改正)

第一条 三重県薬事審議会設置条例(昭和三十五年三重県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

(三重県消費生活条例の一部改正)

第二条 三重県消費生活条例(平成七年三重県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「医薬品」の下に「及び同条第九項に規定する再生医療等製品」を加える。

(三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部改正)

第三条 三重県食の安全・安心の確保に関する条例(平成二十年三重県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「及び医薬部外品」を「、医薬部外品及び再生医療等製品」に改める。

(三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 三重県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年三重県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条第七項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第二条第十六項」を「第二条第十七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

三重県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木英敬

### 三重県条例第八十九号

三重県営住宅条例の一部を改正する条例

三重県営住宅条例（平成九年三重県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「寡婦」を「配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十号

三重県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部子育て支援課の表第二十三号の項中「**三重県母子福祉センター条例**」を「**三重県母子・父子福祉センター条例**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十一号

三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会規則の一部を改正する規則

三重県母子福祉センター指定管理者選定委員会規則（平成十九年三重県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三重県母子・父子福祉センター指定管理者選定委員会規則

第一条中「**三重県母子福祉センター条例**」を「**三重県母子・父子福祉センター条例**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十二号

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成八年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号を次のように改める。

一 二十歳未満の子を扶養している配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）のない者

第一号様式中「**三重県知事 あり**」を「**三重県知事 あり**」に、「**庄米あり**」を「**ひびあり**」に、「**母子（寡婦）世帯**」を「**母子世帯又は父子世帯**」に、「**心身障害者世帯**」を「**障害者世帯**」に改める。

第一号様式から第十一号様式までの様式中「**三重県知事 あり**」を「**三重県知事 あり**」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の三重県特定公共賃貸住宅条例施行規則に規定する様式により作成した用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十六年十月二十四日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第六十三号

三重県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

三重県営住宅条例施行規則（平成九年三重県規則第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「出来出す」を「ひびます」に、「母子（寡婦）世帯」を「母子世帯又は父子世帯」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の三重県営住宅条例施行規則に規定する様式により作成した用紙は、期間の間、必要な調整をして使用することができる。

告 示

三重県告示第 684 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成 26 年 10 月 24 日

三重県知事 鈴木 英 敬

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表に次のように加える。

9	再生可能エネルギー等導入推進基金事業費補助金	災害時において災害応急対策の拠点として機能する施設等に、再生可能エネルギー等を導入し、災害に強く、環境への負荷の少ない地域づくりを推進する。	別に定める再生可能エネルギー等導入推進基金事業の実施に要する経費	別に定める。	別に定める。
---	------------------------	--	----------------------------------	--------	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>